

## 決算審査特別委員会意見書

今回審査した平成26年度決算は、県総合計画「ふくしま新生プラン」の基本目標に掲げる「夢・希望・笑顔に満ちた“新生ふくしま”」の実現に向けた取り組みを最優先に編成された当初予算に加え、その後、新たな課題に対処するための9度にわたる補正予算により、引き続き、歳入・歳出とも大規模なものとなった。

本委員会は、当該予算の趣旨を踏まえ、復興・再生のための事業が迅速かつ適切に執行され、併せて行財政の円滑なる運営と経営健全化が図られているかなどの観点から審査を行った。その結果、平成26年度の予算執行は、普通会計、企業会計とも、議会の議決の趣旨に添い、おおむね適正に執行されたものと認められる。

なお、各会計において、改善または検討を必要とする事項は、次のとおりである。

### ◎普通会計について

本県の厳しい財政状況の中であって、さらなる復興・再生の加速化及び行財政の円滑なる運営を図っていくため、次の事項に留意の上、事業運営に取り組むべきである。

#### 1 財源の確保について

- (1) 復興需要に伴う公共事業の増加等による景気回復の動きなどにより県税収入の増額が見込まれるものの、震災復興特別交付税を除く実質的な地方交付税は前年度を下回るなど、依然として一般財源総額の確保が厳しい状況であることから、引き続き「新生ふくしま」の実現に向け、「原子力災害等復興基金」等の各種基金の有効活用を始め、あらゆる方策を講じて必要な財源の確保に努めること。

なお、原子力発電所事故に伴い創設した18歳以下の県民の医療費無料化については、その継続に向けた恒久的な財源確保を引き続き国に求めていくこと。

- (2) 県税、各種使用料、負担金等で生じている収入未済については、負担の公平性、公正性を堅持する観点から、その実態に応じた適切で効果的な徴収対策を講じ、その縮減を図ること。

#### 2 事業執行について

- (1) これまで各種基金等を活用して実施してきた復興・再生に向けた事業に

については、繰越額や不用額が多額に上っている。集中復興期間終了後においては、これらのより一層厳正な取り扱いが求められるものと想定されることから計画的な事業管理及び適正な事業執行に努めること。

(2) 未利用県有財産について、維持管理の負担軽減を図るため、その処分の推進に努めること。

(3) 各種団体への負担金について、その必要性を検証し、見直しを行うこと。

### 3 業務執行体制について

復興・再生に向けた業務が増加する中で、職員の増員や自治法派遣職員の効果的な配置などにより執行体制の整備が図られているが、長期的な視点に立ち、引き続き必要な技術職等の確保に努めるとともに、職員資質のさらなる向上や組織体制の見直しを図ること。

また、引き続き職員の負担や健康に配慮しながら迅速な業務の執行に努めること。

### ◎工業用水道事業会計について

営業費用に係る資産減耗費が増加したことにより前年度に比べ利益が減少するなど、経営状況は依然として厳しい環境にあることから、中長期的な経営見通しに立って経営の合理化・効率化を図りながら、次の事項に留意の上、事業運営に取り組むべきである。

- 1 相馬及び好間工業用水道については、多くの未売水を抱え、一般会計からの補填を受けるなど厳しい経営状況にあることから、未売水の解消に向け、関係機関と連携し、新たな需要の開拓に努めること。
- 2 好間工業用水道については、事業開始時の合意に基づくいわき市への事業譲渡に向け、協議を進めること。
- 3 老朽化の進む施設・設備については、より災害に強い施設整備を進めるなど、引き続き安定給水の確保に努めること。

### ◎地域開発事業会計について

本事業は、本県への企業立地を誘引し、雇用の新規創出等により地域の振興に寄与してきたが、地価の下落や他地域との競合により、原価を下回る販売価格とせざるを得ないなどの要因が加わり、極めて厳しい経営状況となっていることから、次の事項に留意の上、事業運営に取り組むべきである。

- 1 造成済み未分譲地については、引き続き、企業立地補助金等の優位性を周知しながら、立地企業の取引先や関連企業に働きかけるなどあらゆる方法を

講じて分譲を図り、企業誘致による雇用の創出や地域経済の活性化を通し、県内産業の振興に努めること。

- 2 地域開発事業単体での経営の合理化・効率化では、企業償還財源を確保できない状況にあることから、一般会計からの繰入時期や方法等について、タイムスケジュールを明らかにして、関係部局と早急に具体的な協議を進めること。

#### ◎県立病院事業会計について

資本金の減資などにより累積欠損金の圧縮に努めたものの、医業収益の減少により収支差補填額が増加するなど、依然として厳しい経営状況が続いている。

このため、次の事項に留意の上、「第二次福島県県立病院改革プラン」に基づき、経営改善に資する具体的な施策を実施しながら、県民に期待され、信頼される医療機関として良質な医療の提供と健全な病院経営を実現するよう取り組むべきである。

- 1 中山間地域等の政策医療を担う県立病院の使命を踏まえ、県立医科大学等と連携し医師の安定的確保を図り、質の高い医療の提供に努めること。
- 2 医業未収金については、訪問徴収の実施や外部委託等により全体として遞減傾向にあるものの、廃止病院等に係るものも含め、依然として多額に上っているため、未収金の早期回収及び発生防止に努めること。
- 3 双葉地域の復興・再生と避難者の帰還促進等のため、楢葉町に整備を進めている大野病院の附属診療所について、計画どおり開所できるよう適切に対応すること。

なお、休止中の大野病院については、関係町村等の意向を踏まえながら今後の方向性等について検討すること。